（1面からつづく）

②補助金などの適正化

市から個人および各種団体へ交付している補助金については、今年1月末から庁内に「補助金等適正化検討会」を設置し、全庁的視点から検討を行ってきました。

この結果を受けて、26年度から一部補助金の適正化を進めます。

③行財政改革基本方針・同アクションプランの改定・実施

このアクションプランは、市の行財政構造を効果的・効率的な構造へと改革・改善を進めるための方針を定め、行動計画として策定しているもので、今年8月に、さらなる行財政改革の推進が必要として、改定を行いました。これまでも、民間活力の活用などにより改革・改善を進めてきましたが、今回の改定では、補助金などの適正化の検討結果のほか、事務事業ベースでの総点検として、新たに「行政の合理化・簡素化」の視点による取り組みも加えて、より一層の行財政改革に努めます。

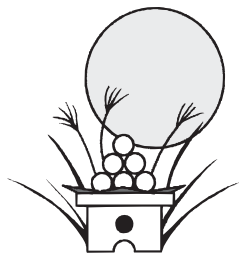

④定員管理計画の改定・実施

定員管理計画は、職員の退職者数に対する新規採用者数の抑制をしつつ、増大する行政サービスに対応し得る組織体制を維持することを目的として策定しているものです。

③のアクションプランの改定を受けて、今年8月に改定しましたが、この計画では23年度からの5年間で、適正化目標職員数37人の削減を目指しています。

今後も、行財政改革の推進により、この適正化目標職員数の達成に向けて努力します。

⑤「事務事業見直しのための仕分け」の実施

22年度から、市民の視点で事務事業の方向性などを検証するため、公開の場で議論を行う「事務事業見直しのための仕分け」を実施しています。

今年度も、公募による10人の市民委員により、10月19日（土）の事業仕分けの実施に向けて、準備を進めています。

※行財政改革基本方針・同アクションプラン、定員管理計画（それぞれ25年度改定版）については、9月15日以降、市ホームページなどで、ご覧いただけます。

25年度　表彰式典を開催します

市では、毎年10月1日の市制施行記念日に、市の公益の増進に寄与し、市民の生活と文化の向上に特に功労のあった方を表彰します。

今年も当日午前10時から、生涯学習センターで表彰式典を開催し、表彰状を47人の方と5団体に、感謝状を6人の方に贈呈します。表彰される方は次の通りです。

【表彰状】産業功労＝4人▽技能功労＝8人▽保健衛生功労＝4人▽社会福祉功労＝7人と1団体▽防災功労＝12人▽納税功労＝3人▽住民自治功労＝1人▽善行＝2人と1団体▽学校教育功労＝1人▽社会教育功労＝1人▽市民体育功労＝2人▽文化功労＝1人と3団体▽自治功労＝1人

【感謝状】土地の寄附＝6人

ひらがなの「ひ」をデザイン化した市章マーク

ご存じですか「市章マーク」

東久留米市の市章は、市制が施行された昭和45年10月1日に制定されました。

「東久留米」の「ひ」の文字をメカニックにデザインし、円という静止の状態から外へ飛躍しようとするイメージを表現して、新しく発展して行く東久留米市を象徴しています。

詳しくは企画調整課秘書広報担当☎470・7712へ。

25年住宅・土地統計調査にご協力をお願いします

この調査は、国が統計法に基づき5年ごとに実施する重要な統計調査で、住生活に関するさまざまな施策のための基礎資料を得ることを目的に、10月1日を調査期日として日本全国で実施します。

調査の対象となる世帯は、22年国勢調査調査区の中から約5分の1の調査区が選ばれ、その地域内に住む世帯です。

調査の対象となった世帯には、9月23日（祝）から調査員が伺い、世帯ごとに調査票を配布します。

回答方法はインターネットによる方法と調査票を後日、調査員に手渡す方法があります。総務省では調査事務の効率化などの観点から、インターネットによる回答を推進しています。インターネットで回答いただいた場合には、調査員に調査票を渡す必要はありません。

回答いただいた調査票の記入内容は統計法によって厳重に保護され、統計を作成・分析する目的以外に使用することはありません。皆さんのご協力をお願いします。

詳しくは企画経営室総務課統計調査担当☎470・7714へ。

くぬぎ児童館閉館に向けての説明会を実施します

日ごろ、くぬぎ児童館をご利用いただく児童の保護者の皆さんと地域住民の方を対象に、閉館に向けての説明会を開催します。

【日時】①9月17日（火）午後3時～4時②9月25日（水）午後7時～8時

【会場】西部地域センター講習室2・3

【対象】くぬぎ児童館をご利用いただく児童の保護者の皆さんと前沢・南町・弥生・滝山にお住まいの地域住民の方（児童館の利用登録届を基に、地域を限定しています）

詳しくは子育て支援課☎470・7735へ。

ペットの飼い主の皆さん

飼育マナーとルールの確認を

犬や猫の飼育マナーなどについて寄せられる相談が後を絶ちません。ペットの世話、健康管理、しつけは飼い主の務めです。飼育マナーとルールの確認をお願いします。

正しく愛情を持って終生飼育を

ペットは共に暮らし、心を通い合わせられる命ある存在です。動物への虐待、ペットの遺棄は法律で罰せられます。また、誤った飼い方は、近隣の方とのトラブルを生じる原因にもなります。飼い主は責任と愛情を持って、終生飼育しましょう。

身元の表示

迷子になったペットが飼い主のもとに戻れないケースは少なくありません。飼い主の責任の所在を明らかにし、迷子のペットの発見を容易にするためにも、犬には鑑札を付け、猫やその他のペットには名札などを付けましょう。

散歩時のルール

犬の散歩時は必ずリード（引き綱）でつなぎましょう（都条例）。また、ペットのおしっこはすぐに水で流し、ふんは持ち帰りましょう。市では、「東久留米市ポイ捨て等の防止及び路上喫煙の規制に関する条例」で飼い犬などのふんの放置を禁止しています。

災害に備える

災害が発生した場合、家が壊れたりして避難することになったときは、事情の許す限り動物を同行して避難してください。「普段から人やほかの動物を怖がらない」「嫌がらずにゲージに入る」「トイレは決められたところでする」など、しつけをしておきましょう。動物のための防災用品（3日分以上の食事と水など）も用意しておきましょう。

猫の飼育は屋内で

最近の交通・住宅事情を考えると、猫の飼育は屋内が望ましいと言えます。猫は家具などを利用して上下運動ができる環境があれば、家の中で飼うことができます。専用トイレ、爪とぎなども用意しましょう。また、猫は年に2～3回出産し、すぐに増えてしまいます。望まない猫の繁殖を防ぐためにも、不妊・去勢手術をしましょう。

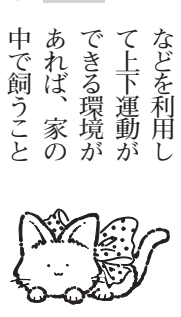

飼い主のいない猫

飼い主のいない猫に餌を与えている方は、愛情と責任を持って猫に接し、地域への細やかな気配りと次のことを心掛けてください。

①今以上に猫が増えすぎないよう、不妊・去勢手術をすること②置き餌をせず、食べ残しは片付け、いつも清潔にすること③ふんがあればすぐに始末すること④近所の人たちとコミュニケーションをとり、地域から理解が得られる努力をすること

詳しくは都福祉保健局環境保健衛生課☎03・5320・4412または市環境政策課☎470・7753へ。

動物愛護ふれあいフェスティバル開催

9月20日～26日は動物愛護週間です。都では、9月21日（土）・23日（祝）の2日間、「動物愛護ふれあいフェスティバル」を開催します。ぜひご来場ください。

①「動物愛護セレモニー」「パネル展示」など＝9月21日（土）午前11時～午後4時▼上野恩賜公園内（噴水池前広場・上野動物園）

◆当日直接会場へ

②「終生飼養についての講演」「動物愛護ミュージカル」など＝9月23日（祝）午後1時～4時▼東京国立博物館平成館講堂▼定員は390人◆申し込みは9月20日（金）正午までに、公益社団法人日本動物福祉協会☎03・5740・8856へ。

詳しくは同協会または都福祉保健局環境保健衛生課☎03・5320・4412へ。

飼い犬の狂犬病予防注射はお済みですか

生後91日以上の飼い犬は、飼い始めた日から30日以内に登録し、年1回の狂犬病予防注射を受けることが狂犬病予防法で定められています。

市獣医師会に加入している左表の動物病院では、予防注射、注射済票の交付、新規登録の手続きができます。

また、犬が死亡したときや、所有者住所などの登録内容に変更がある場合は、健康課予防係☎477・0030へご連絡ください。

【費用】予防注射3000円▼注射済票交付550円▼新規登録3000円▼鑑札再交付1600円

詳しくは同係へ。

注射、済票交付、新規登録ができる動物病院

病院名	所在地	電話番号
いそべ動物病院	中央町4－8－10	471・0031
かざま動物病院	中央町2－6－50	453・8111
田中動物病院	東本町4－9	474・0533
トオヤ動物病院	中央町1－1－49	473・7078
山村獣医科	中央町1－3－1	471・6306
くるめ動物病院	八幡町3－3－12	477・3443
どんぐり動物病院	下里5－9－15	475・5562

湧（ゆう）水や河川を守るために宅地内の雨水浸透ますの設置にご協力を

地表面のコンクリートやアスファルト化などによる雨水の地下浸透量の減少は、湧水や河川の水量に影響を与えます。雨水浸透ますは、屋根に降った雨水を地下へ戻し、地下水をかんようする効果が期待できます。

市内の豊かな水辺環境を保全するため皆さんの協力をお願いします。

◎既存住宅への雨水浸透ますの設置には、設置補助金制度を利用できます

【申請対象者】敷地が1000平方メートル未満の既存の個人住宅（新築、増築などを除く一般住宅）を所有する方

【補助金額】設置状況により、経費の全部または一部

希望する方は、市指定下水道工事店（市ホームページ参照）または環境政策課☎470・7753へご相談ください。

詳しくは同課へ。